

パーソナルデータに関する意見

一般社団法人新経済連盟

1. 基本的な方向性

- (1) 「成長戦略」を検討するに当たっては、IT・ネットを徹底的に活用し、日本の閉塞状態の打破、持続的な成長と発展を目指すことを基本理念とすべきと考える。先般閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、「データの利活用を通じ、新たな付加価値を創造するとともに、産業構造、社会生活に於いて新たなイノベーションを可能とする社会の構築につなげる必要がある」とされている。この点を踏まえれば、法律・制度を検討する際には、プライバシー保護に偏り過ぎ、域内でもまだ異論が多々出ているEUの流れ（データ保護規則の制定）に合わせていくことは適切ではない。米国等IT・ネットの活用を成長戦略の主軸に据える国が多い中で、新たなイノベーションを起こすことが可能な制度設計にしていくことが必要である。
- (2) パーソナルデータの活用に関する経済的・社会的意義を積極的に位置づけ、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護の調和を図ることを基本理念とし、今後の詳細の制度設計に当たってはこれを十分に踏まえた形になっているかという点から議論していくべきである。

2. 新たなイノベーションを促進する観点からのパーソナルデータ利活用の仕組み

- (1) 現状、匿名化技術を適用したデータの弾力的な取り扱いを中心にパーソナルデータ利用促進の仕組みが議論されている。しかし、ルールメイキングの方法やルールの内容によっては、現状の民間の創意工夫や自主的な取組みを阻害したりかえって委縮効果が発生するといったこともありうる。民間事業者の意見を反映する仕組みの確保、民間主導のパーソナルデータ保護の取組みの尊重やマルチステークホルダープロセスの導入等を検討していくことが必要である。
- (2) 技術に関しては、プライバシー保護の観点から真に必要な技術要件を明確化し、利活用の上で最低限クリアすべき条件とすることにすべきと考える。その際、それら要件はオープン技術により構成されるべきである。

3. 保護すべきパーソナルデータの範囲

パーソナルデータとして、個人識別性がなくても特定の個人を識別できるようになる可能性・蓋然性が高いものなども入るとすると、その外延は必ずしも明確ではなく範囲が必要以

上に広がることもありえる。その範囲については、慎重に検討する必要がある。

4. 第三者機関について

- (1) 上記1. で述べた基本的な方向性に立ち返り、その必要性、役割、権限等を多角的に議論していくべきと考える。また、第三者機関のメンバーの人選や事務局の設置に当たってはイノベーションを起こすビジネスの実態に精通した者が参画することを担保すべきである。
- (2) 主務大臣と併存される等により、民間事業者から見た場合に相談先が多くなり、解釈や執行がばらばらになったりといったことがあれば、パーソナルデータ流通促進の観点からはかえって委縮効果が大きくもなりかねないことから、制度設計の検討に当たってはその点を十分考慮する必要がある。

5. 国際的なパーソナルデータの流通移転

EUから第三国への個人データ移転制限が行われていることに対して、EUに展開している日本企業が多大な負担を負うことを回避する必要がある。その観点から、政府全体として、EUデータ保護規則案の修正や日本への特例措置を認めさせる等の強力な交渉を是非行っていただきたい。その際、通商交渉の機会を活用等して本件を議論の対象とするべきである。

以 上